



第11回 市民の集い ふれあい広場 ふなばし寄席

▼ CONTENTS

- | | |
|-----------------------------|-------------------------------|
| ● 税務署だより..... 2 | ● 部会ニュース..... 11 |
| ● 第3回理事会／ブロックニュース..... 8 | ● 令和7年度 会員増強に因んで／新入会員紹介... 13 |
| ● 第11回市民の集い「ふなばし寄席」..... 10 | ● ふなばし点描..... 14 |

税務署 だより

税務署 だより

着任のご挨拶

船橋税務署 署長 築山 大祐



清秋の候、公益社団法人船橋法人会の皆様におかれましては、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で国税庁調査査察部査察課から転任してまいりました築山でございます。前任同様、よろしくお願いいたします。

小田原会長をはじめ、役員並びに会員の皆様には、平素より税務行政の円滑な運営につきまして深いご理解と多大なるご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、税務・経営に関する各種研修会の開催、小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」の実施、「租税教室」への講師派遣、地域社会の発展に貢献する「ふなばし市民まつり」民踊パレードへの参加及び「市民の集い ふれあい広場」の開催など、多種多様な公益活動に精力的に取り組まれています。

貴会の取組は、私どもの税務行政の円滑な運営に欠くことのできない大きな役割を果たしているものであり、深く感謝申し上げますとともに、改めて敬意を表する次第です。船橋税務署といたしましては、これからも、貴会の活動がより一層充実したものとなりますように、貴会との信頼・協調関係を更に発展させながら、円滑な税務行政の運営に努めてまいり所存でございます。

さて、税務行政を取り巻く環境は、経済社会のグローバル化やデジタル化の急速な進展等により、大きく変化しています。こうした変化に的確に対応するため、国税庁では、デジタル技術の積極的な活用を図る「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）」を推進しているところ、キャッシュレス納付については、令和8年度までにキャッシュレス納付割合を5割とする目標を設

定し、利用拡大に向けて取り組んでいます。令和7事務年度は、特に、納付機会の多い「源泉所得税のキャッシュレス納付」の推進に局署を挙げて力を入れて取り組むこととしております。

貴会におかれましては、引き続き、法人税ALL e-Tax、納税証明書のオンライン申請などの申告・申請手続におけるe-Tax利用、国税納付手続におけるキャッシュレス納付の利用につきまして、会員の皆様に対しての周知・広報にご協力をお願いいたします。

また、「源泉所得税のキャッシュレス納付」に関し、「自動ダイレクト」では所得税徴収高計算書の提出と納付手続を同時に行うことができることから、更に便利になっておりますので、積極的なご利用をお願いいたします。

なお、本年3月には、所得税徴収高計算書の作成・送信からキャッシュレス納付手続に至るまでの一連の操作を体験できる「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を国税庁のe-Taxホームページにおいて開設しておりますので、まだご利用されていない方におかれましては、是非、一度ご利用いただき、源泉所得税のキャッシュレス納付の利便性や「自動ダイレクト」の利便性を体験していただければ幸いです。

結びに、公益社団法人船橋法人会の益々の御発展と会員の皆様の御健勝を心から祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

プロフィール

- ・ 出身地 東京都狛江市
- ・ 前 任 国税庁 調査査察部 査察課 課長補佐
- ・ 趣 味 家族とのお出かけ・旅行
- ・ モットー 意志あるところに道は開ける

税 務 署 だ よ り

税 務 署 だ よ り

異 動 状 況

官 職	令和7事務年度		令和6事務年度	
	氏 名	前所属	氏 名	新所属
署 長	築 山 大 祐	国税庁 調査査察部 査察課 課長補佐	内 山 智 一	神田署 法人課税第11部門 統括官
副署長(個人担当)	安 田 圭 子	東京国税不服審判所 第1部 副審判官	坊 野 武 彦	京橋署 特別国税調査官(総合調査)
副署長(法人担当)	熊 谷 高 志	留 任	熊 谷 高 志	留 任
特別国税調査官	鈴 木 一 則	王子署 特別国税調査官(法人)	森 田 周 治	退 職
総務課長	藤 本 志 保	留 任	藤 本 志 保	留 任
法人課税第1部門 統括官	遠 藤 康 宏	本所署 法人課税第1部門 統括官	野間田 芳 徳	東京国税局 査察部 査察審理課 査察審理官
総務課長補佐	小 高 恵 理	東京国税局 業務センター 千葉西分室 管理官	佐 藤 千 佳	江東東署 総務課 課長補佐
法人課税第1部門 審理上席	北 岡 有 希	留 任	北 岡 有 希	留 任
	八 木 俊 輔	留 任	八 木 俊 輔	留 任
法人課税第1部門 源泉審理上席	菊 池 佳 子	北沢署 法人課税第2部門 上席	湯 田 正 義	杉並署 法人課税第1部門 上席



税 務 署 だ よ り

税 務 署 だ よ り

令和7年度税制改正による 所得税の基礎控除の見直し等について（源泉所得税関係）

国税庁
令和7年4月

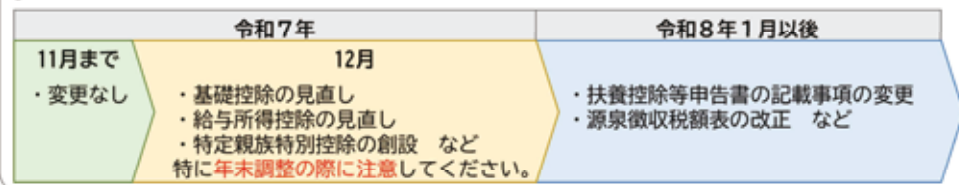
令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

このため、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます（令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません。）。

詳しくは、このパンフレットをご覧くださいほか、国税庁ホームページをご参照ください。

【参考】給与の源泉徴収事務



【国税庁ホームページ】（随時最新情報に更新します。）

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>)



（注） このパンフレットは、令和7年4月1日現在の法令等に基づいて作成しています。

改正の概要

以下のとおり所得税の基礎控除の見直し等が行われました。

この改正は、原則として、令和7年分以後の所得税について適用されます。

※ 令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

1. 基礎控除の見直し

(1) 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注3))	基礎控除額		
	改正後 (注1)		改正前
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132 万円以下 (200 万 3,999 円以下)	95 万円 (注2)		48 万円
132 万円超 336 万円以下 (200 万 3,999 円超 475 万 1,999 円以下)	88 万円 (注2)	58 万円	
336 万円超 489 万円以下 (475 万 1,999 円超 665 万 5,556 円以下)	68 万円 (注2)		
489 万円超 655 万円以下 (665 万円 5,556 円超 850 万円以下)	63 万円 (注2)		
655 万円超 2,350 万円以下 (850 万円超 2,545 万円以下)	58 万円		

(注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

(2) 基礎控除額の改正に伴い、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額について、所要の改正が行われました。

税 務 署 だ よ り

税 務 署 だ よ り

【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

また、令和7年分の公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給する年金等を除きます。）の源泉徴収事務においては、令和7年12月の支払の際に、改正後の一定の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の一定の基礎控除額に基づいて計算した源泉徴収税額との精算を行います。

2. 給与所得控除の見直し

- (1) 給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

（注） 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

- (2) 給与所得控除の改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

3. 特定親族特別控除の創設

- (1) 居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

【特定親族】

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下^{（注）}の人をいいます。

なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

（注） 収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が123万円超188万円以下であれば、合計所得金額が58万円超123万円以下となります。

なお、下記の「参考」のとおり、親族の合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりません。が、扶養控除の対象となります（年齢19歳以上23歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は63万円です。）。

なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

【特定親族特別控除額】

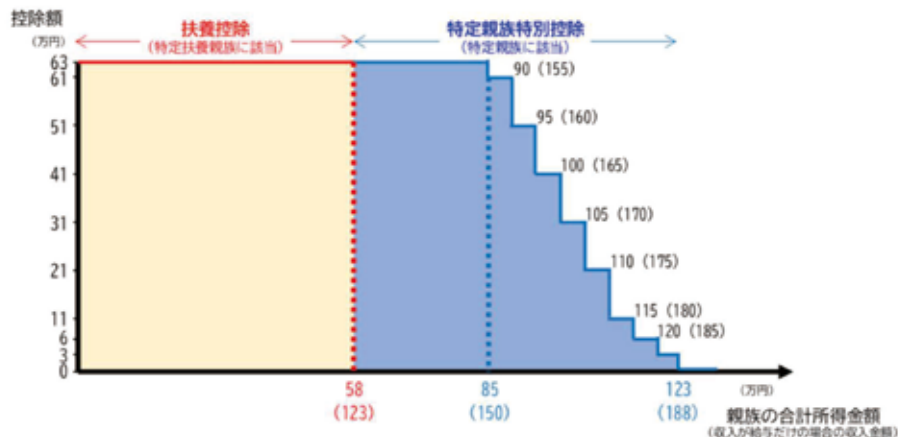
特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^{（注）})	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

（注） 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

税 務 署 だ よ り

税 務 署 だ よ り

【参考：居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族を有する場合に受けられる控除】



(2) 令和8年1月以後に支払うべき給与及び公的年金等について、それぞれ次の場合に、特定親族特別控除が各月（日）の源泉徴収の際に適用されることとされました。

給与・・・親族の合計所得金額が58万円超100万円以下である場合

公的年金等・・・親族の合計所得金額が58万円超85万円以下である場合

【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、上記(1)の改正が適用されます。

なお、公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、特定親族特別控除の適用を受けようとする場合には、確定申告をする必要があります。

4. 扶養親族等の所得要件の改正

上記1(1)の基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件^(注1)が改正されました。

また、上記2(1)の給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円（改正前：55万円）に引き上げられました。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

(注) 1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月1日以後に支払う給与からこの改正が適用されます（この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用を受けるために「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等の提出が必要となります。）。

なお、公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合には、原則として、確定申告をする必要があります。

税務署 だより

税務署 だより

令和 7 年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等 (源泉所得税関係) に関する説明会のお知らせ

令和 7 年度税制改正により、所得税の基礎控除及び給与所得控除の見直し並びに特定親族特別控除の創設が行われ、令和 7 年 12 月に行われる年末調整から適用されます。

税務署では、本改正の内容をご理解いただき年末調整に備えていただけるよう、源泉徴収義務者の方々を対象として、次のとおり説明会を開催いたしますので、ご案内いたします。

開催日	時 間	説明会会場
令和 7 年 11 月 10 日(月)	午前 10 : 00 ~ 11 : 30	船橋市東船橋 5 - 7 - 7 船橋税務署 3 階大会議室 各定員 50 名
	午後 2 : 00 ~ 3 : 30	

事前の申込みは不要、源泉徴収義務者の方はどなたでも参加できます。

【問合せ先】

船橋税務署 047-422-6511 法人課税第 1 部門 源泉所得税担当 (内線 412)

給与支払者向け所得税の基礎控除の見直し等に関するコールセンターが開設されました。(令和 7 年 9 月 16 日開設)

給与支払者向け所得税の基礎控除の見直し等に関するコールセンターでは、「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設などについて、給与の源泉徴収に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。

【電話番号】

0 5 7 0 - 0 2 - 4 5 6 2 (ナビダイヤル)

携帯電話(スマートフォン)の定額制サービスなどには対応していません。

【受付時間】

9 : 00 ~ 17 : 00 (土日祝日及び 12 月 29 日 ~ 1 月 3 日を除きます。)

令和7年度 第3回理事会

令和7年8月27日(水)船橋商工会議所6階会議室に於いて、令和7年度第3回理事会が開催されました。

開催日：令和7年8月27日(水)
場 所：船橋商工会議所6F 会議室

冒頭の小田原会長の挨拶では、開催日が猛暑日の連続10日目であったことから、今夏の異常な暑さについてお話をされました。今年はほとんどセミの鳴き声を聞いていないという気付きと、気温が高すぎるとセミは鳴かないとの説を紹介され、夏の風物詩の一つを体感できないことに寂しさを感じるというお話がされました。そして「セミは鳴き、でも国民は泣かない。そんな日本になるように船橋法人会としてできることを考えて、取り組んでいきたい」とユーモアを交えて締めくくられました。



来賓である船橋税務署の熊谷副署長からは、秋には実務講習会や市民の集い等、法人会の行事も多いことから、税務署としてもできる範囲でサポートしていきたいというお言葉をいただきました。

本理事会では、以下の議事1から議事3までの3議事が審議・承認されました。

- 議事1 令和7年度の会員増強運動計画について
- 議事2 理事が関与する当会との取引承認の件について
- 議事3 女性部会会則の一部改訂について

総務委員長 安村 秀雄

ブロックニュース

Dブロック

納涼会は マリスタジアム フィールドテラスからの 野球観戦が開催されました。

昨年の納涼屋形船に続き、本年は趣向を変え納涼野球観戦を計画致しました。千葉信用金庫三山支店長より千葉ロッテマリーンズの担当者をご紹介いただいたところ7月30日(水)フィールドテラス(B)一枠空いている旨連絡あり即決で確保。

Dブロック会員の皆様にご案内をさせていただき、今回初めて法人会の行事に参加された方など多数申込みいただき会員同士の交流を深めることが出来ました。

冷たいビールとオードブルを嗜みつつエアコンの効いた部屋とテラス席に出て臨場感のある試合を観戦。初めてプロ野球を球場で観戦する会員の方・熱狂的な千葉ロッテファンの方・地震の影響で花火は中止となりましたが、試合が進むにつれ、お酒も入り各グループ毎の会員さんも意気投合し応援。

初回いきなり3ランホームランを打たれ途中追い上げるも8対5で負けとなりました。試合後は皆様方「楽しかったので又企画してほしい」「次も参加します。」とうれしいお言葉をいただき、テラス席での集合写真撮影にてお開きとなりました。

ご参加いただいた会員の皆様お疲れ様でした。

来年も 楽しい企画で Dブロックを盛り上げたいと思います。

Dブロック 二宮支部長 池田 昭夫

開催日：令和7年7月30日(水)
場 所：マリスタジアム
フィールドテラス



Cブロック

親睦
ゴルフコンペ

令和7年度のCブロック親睦ゴルフコンペは6月24日(火)に鎌ヶ谷カントリークラブにて開催されました。

開催日：令和7年6月24日(火)
行き先：鎌ヶ谷カントリークラブ

前年同様に7組28名で募集いたしましたところ、思いのほか多くの参加希望があり、何名かは泣く泣くお断りすることになってしまいました。

前日までの天気予報では雨マークがついておりましたが、当日は薄曇りで気温も28度と、まずまずのコンディションではなかったでしょうか。

とは言え、蒸し暑い中調子が上がらずスコアに苦しんだ方、普段通りの実力を発揮できた方と様々だったようです。

優勝は山手支部長の金子さん、準優勝は花澤工業(夏見支部)の花澤さん、3位は夏見支部長代理の板橋さん、そして4位に北船第一支部長の鯨井さんと、上位4名にCブロック役員が3名を占めてしまい、嬉しいやら申し訳ないやら複雑な結果になってしまいました。

ちなみに準優勝の花澤さんは前年度のCブロックゴルフコンペでホールインワンを達成された方です。

Cブロックゴルフコンペは毎年恒例の行事となっております。そのほかにもCブロックでは様々なイベントを企画しております。船橋法人会本会の行事と合わせて、会員のみならず沢山の方々の参加をお待ちしております。



Cブロック長 福永 幸雄

Cブロック

納涼親睦会

令和7年度のCブロック納涼親睦会はパナマ運河式水門体験クルーズを企画いたしました。東京下町のパナマ運河と言われる「扇橋閘門」は高低差2メートル以上の水位を特殊な水門で昇降する「水のエレベーター」を体験するものです。

開催日：令和7年9月3日(水)
行き先：～日本橋発着
パナマ運河クルーズ～

まだまだ暑い9月3日はゲリラ豪雨の予報が出ていましたが、雨も降ることはなく雲で強い日差しも遮られ、水面を渡る涼やかな風に吹かれながら楽しむことが出来ました。



水上から見る東京の街並みは普段とはまた違って一風変わった景色が広がっています。

護岸にそびえる石垣は江戸時代のものがそのまま残っていたり、運河の真上を走る首都高速道路は老朽化のため撤去され、少しずつ地下化されているようです。メインの扇橋閘門に入るとみるみるうちに水位が上下し、とても不思議な気分です。陸の上では味わえない大変貴重な体験をさせていただきました。

水上バスを降りた目の前のビルの1階が懇親会会場です。お店を貸し切りにしていただき、冷たいビールと美味しい食事で和気あいあいと会話を楽しみました。

今回は金子山手支部長とCブロックの水野さんに企画していただき、高見沢副会長のお力添えで実現いたしました。高見沢副会長には市民の集い「ふれあい寄席」直前のお忙しい中にもかかわらずご参加いただき心より感謝いたします。

Cブロックでは様々なイベントを企画しております。船橋法人会本会の行事と合わせて、会員のみならず沢山の方々の参加をお待ちしております。

Cブロック長 福永 幸雄



第11回

市民の集い

ふれあい広場
ふなばし寄席

公益社団法人の我々が地域貢献事業として隔年で開催をしております「市民の集いふれあい広場」を9月14日(日)に市民文化ホールにて開催致しました。メイン事業を日本の伝統文化である落語をはじめとする「ふなばし寄席」として3回目の今回は令和5年度の前開催会場ではほぼ満席のお申込を頂いた勤労市民センター大ホール358席から、今回は市民文化ホール661席(一階)に対しまして約500名のお申込を頂いての開催となりました。

開催日：令和7年9月14日(日)
場 所：船橋市民文化ホール

今回は前座、二つ目、真打の落語家8名と講談、音曲、和妻(マジック)等々、バラエティーにとんだプログラムでお客の方をお迎えし、お囃子も前回に続き生演奏の三味線、太鼓、しの笛での豪華な寄席となりました。特に今回は三年前にお亡くなりになりました笑点の紫の着物でお馴染みであった6代目三遊亭円楽師匠の名跡を本年2月に継承されました三遊亭好楽師匠のご長男である三遊亭王楽師匠が7代目三遊亭円楽としてトリを飾って頂き、仲入り明けの後半には「7代目三遊亭円楽襲名披露口上」を行い、司会に春風亭昇也師匠、口上を三遊亭好好さん、円楽師匠を挟み雷門小助六師匠、父上の三遊亭好楽師匠と豪華な口上を行いました。三回目の開催で来場の皆様にはかなり浸透してきたせいか「今回も楽しかった」「心の底から笑わせてもらった」「また次回が楽しみです」というような感謝のお言葉を頂戴しましたし「今回は知らなくて行けなかったけど、友達から楽しかったという話を聞いて次回は是非行ってみたい」などというお話を多数頂きました。基本的には会員、ご家族、従業員、船橋に在住または在勤の方を対象としていますが、SNSを通じまして「行きたい、観てみたい、会員でも在住でも在勤でもないけど観覧は可能ですか?」などというお問合せも多数お問合せを頂きましたし、「この豪華メンバーの公演が無料とは太っ腹どころの騒ぎではない」などとSNSにも書き込みをされているのも目にしました。

この「ふなばし寄席」の他にも船橋税務署のPRコーナーとして新1万円札の1億円レプリカが展示された他、船橋法人会PRコーナー、市内小学生による税の絵はがき優秀作品の展示、フードバンクふなばし様のPRコーナー、東日本大震災で被災した子ども達への支援を引き続き行っている心の絆応援プロジェクトのPRコーナーを設け来場者の皆様方へ様々な地域貢献をはじめ我々の活動にご理解頂く展示をさせて頂きました。次回開催の予定は令和9年度になりますが、予定の変更又は詳細が決定した場合は速やかに情報発信させて頂き、多くの皆様にご来場して頂けるように努力して参りたいと思います。

第11回市民の集いふれあい広場
実行委員長 高見澤 篤



部 会 ニ ュ ー ス

源泉部会・女性部会合同夏季特別研修会

～鋸山の風景と海の幸、はちみつの香りに包まれる旅～

夏の思い出、鋸山と手作り体験の旅

去る7月3日(木)、源泉部会女性部会特別研修会で、風光明媚な館山市を訪れました。この日は朝から快晴に恵まれ、旅の始まりを予感させるような清々しい青空が広がっていました。

最初の目的地は鋸山です。切り立った岩肌が特徴的な山を前に、最初は皆少し身構えていましたが、ロープウェイを降りると目の前に広がる東京湾から心地よい涼しい風が吹き上げてきました。真っ青な空と、どこまでも広がる海の境界線が曖昧になるほど晴れ渡り、遠くには対岸の景色がはっきりと見えました。日差しの暑さもあり、山頂で皆で食べたひんやりとしたアイスの味は、忘れられない思い出です。

昼食は、地元で評判の和食処『季楽里』でいただきました。旬の食材をふんだんに使った、目にも鮮やかな料理が次々と運ばれ、一つひとつ丁寧に作られた料理はどれも繊細で、食べきれないほどのボリュームでしたが、皆、舌鼓を打ちながら、食事と会話を心ゆくまで楽しみました。

午後は「はちみつ工房」へ移動し、貴重な体験をさせていただきました。実際にハチの巣からとりとしたはちみつを採取し、瓶にはそれぞれオリジナルのステッカーを貼り付け、世界に一つだけのお土産が完成。さらに、蜜蝋を使ったろうそく作りにも挑戦しました。シンプルなものから個性的な形のものまで、それぞれが思い思いのろうそくを作り上げ、参加者のクリエイティブな一面を垣間見ることができました。

旅の締めくくりは、「うまくだの里」道の駅です。新鮮な地元の野菜や、手作りの調味料、お菓子などが豊富に並び、皆が家族や自分へのお土産を探していました。旅の余韻に浸りながら、笑顔でお土産を選ぶ皆の姿が印象的でした。その後、体調不良者もなく無事研修会を終えることができました。

本会より川上様、中上様にご参加頂き、また各所よりご支援頂きました事改めて御礼申し上げます。

源泉部会副部長 川瀬 敦

開催日：令和7年7月3日(木)

場 所：鋸山周辺



源泉部会 夏季親睦会

去る7月8日(火)、源泉部会と女性部会の夏季特別研修会の慰労会兼ねた納涼会を、千葉サッポロビール園にて開催いたしました。工場直送の出来立てビールで乾杯し、格別の美味しさに皆の笑顔がこぼれました。

当日は、ご多忙の中、会長、副会長、役員の方々にご参加いただき、また新し

く加わった法人会事務局員の方のご紹介もあり、和気あいあいとした雰囲気の中で親睦を深めることができました。

単なる懇親の場に留まらず、懇談の中では夏季特別研修会の反省点や、次年度の計画についても大まかな立案を進めることができ、大変有意義な時間となりました。このような貴重な機会を設けてくださり、ご参加いただきました皆様に心より感謝申し上げます。

源泉部会では、源泉徴収に係る勉強会や、会社の事務を行う方々の情報交換の場として運営されております。どうぞご興味のある方はぜひ勉強会等にご参加いただければ幸いです。

源泉部会副部長 川瀬 敦



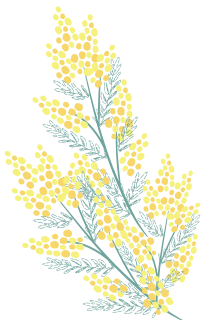
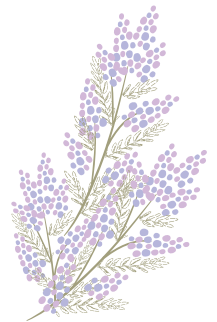
第19回法人会全国女性フォーラム北海道大会

令和7年9月18日(木)札幌パークホテルに於いて、参加総数全国41都道府県より404会1,597名が参加し、全国女性フォーラム北海道大会が盛大に開催されました。私たち船橋法人会からは女性部会担当の中

開催日：令和7年9月18日(木)
場 所：サッポロパークホテル

上副会長・女性部会長・副部会長3名・顧問の計6名で参加致しました。北海道大会のキャッチフレーズ「自然と女性の力で笑顔いっぱいの北海道。～明日をつなごう！未来をつなごう！～」のもと第1部記念講演は株式会社クリエイティブオフィスキュー代表取締役・プロデューサーの伊藤亜由美氏の演題「ストーリーあるプロデュース～北海道における人づくり・モノづくり・地域づくり」で人の心を動かすものすべてを含めて広い世界から見た北海道の魅力と可能性をちりばめた素晴らしい講演内容でした。その中で特に伊藤亜由美氏の「人とのきっかけを大切に人の為に楽しみながら行動していたら今に至りました。」という言葉が心に残りました。第2部は大会式典と北海道内30会の活動事例などスライドを交えてご紹介頂きました。続いて絵はがきコンクール全法連女連協会会長賞作品の紹介がありましたがどの作品も感性豊かな作品ばかりでした。第3部の懇親会では札幌を拠点にしているYOSAKOIソーラン演舞チーム【北昂】の北海道の伝統と現代のパフォーマンスを融合させた心揺さぶる演舞でした。こうして全国から一同に集まって行われた法人会全国女性フォーラム北海道大会は北海道ならではの地域の特性を活かした大変素晴らしい大会でした。最後に関係者及びご尽力頂きました皆様に心より感謝申し上げます。

女性部会副部会長 大竹 和子



令和7年度 会員増強に因んで

組織委員会委員長を務めさせていただき、(株)ホエルの鯨井と申します。直近3年ほど組織委員会に所属しておりました。前々任の大原副会長、前任の佐久間委員長の元、勉強させていただいたことを活かして、目標達成に向けた動きを懸命にしていきますので、どうぞよろしくお願い致します。

3つの行動案、お約束を意識しようと思います。

1つ目は会員獲得目標数、75社の達成となります。私個人としては他の会にて増強メンバーを務めた経験あります。公益社団法人としての価値や船橋税務署を交えた上での勉強会、各種多様なイベント開催アピールが可能で、増強のしやすさに自信があります。年会費のリーズナブルさとも他会より遥かに声がけしやすいポイントとなります。

今までの協力体制も活用させていただき、顔を合わせてアピールすることにより、必ず達成させていただきます。

2つ目は新会員さんのフォロー意識となります。入会後の1年以内が大事だと考え、イベントやスケジュールの共有を、今までより強めておこなっていききたいと思います。各支部長と新会員情報の共有を意識します。加えて新会員さんは来年の増強でも大きな力を発揮していただけたと考えております。新会員さんを1人にしない、何かしらにフィットしてもらい意識で情報共有していきます。増強期間後はこの時間をおいていきます。

3つ目は組織委員長の重責を委員会メンバーでシェアしていくこと、そして船橋法人会全体で増強月間をクリアしていくイメージを作っていきたいと考えております。

歴代組織委員長の増強月間の仕事量過多、非常に重責を担っておりました。委員長1人で責務を負うことを分け合っていく、そんな体制を作りたいと思います。

幸運なことに小田原会長、そして副会長の方々のお陰で、スタート時より配慮いただきスムーズに増強月間を開始させていただきました。今後も継続していける体制を構築していき、次の組織委員長がスムーズに動き出せるよう、重責を担い過ぎないようにしていきます。

以上3つのお約束を実行し、理事全員の協力、そして各金融機関様、各保険代理店様の参加により楽しく増強活動をしていきます。必ず目標を達成させます。どうぞよろしくお願い致します。



組織委員長
鯨井 祐介

◇新しく入会された皆様です◇

(2025年1月1日～8月31日入会)

支部名	法人名等	代表者氏名	所在地	電話番号	業種
豊 富	(株)エイプランニング	竹内 瞬	船橋市豊富町649-246		建築材料小売業
三 咲	(株)工藤建装	工藤 英明	船橋市三咲3-14-21	047-498-9333	建設業
金 杉	福田電気工事(株)	福田 晃久	船橋市金杉6-27-9	047-448-2775	電気工事
北習高根	(株)CHEERFULPOWER	中川 陽子	船橋市習志野台1-8-2		スポーツ教室・学習支援
北船第1		村上 将貴	船橋市上山町1-144-9ソレイユ上山2 101号室		ハウスクリーニング
北船第1	セイワエレベーター(株)	江戸谷 誠	市川市南八幡5-11-17-901	047-303-7310	エレベーター等昇降機保守管理
北船第1	(株)オズテック	森 力也	船橋市藤原6-42-8	047-494-2642	小売業
北船第1	(有)矢島酒店	矢島 幹也	船橋市藤原7-1-1	047-438-5203	酒類販売
北船第1	(株)筒井造園土木	筒井 豪	船橋市藤原6-4-22	047-413-6804	土木工事業
前 原	(株)CIMA	佐藤 秀朗	船橋市前原西2-1-7 津田沼コーポレイティブ2F	047-403-7066	歯科技工所
三 山	Mavie	櫻井 優悟	船橋市三山9-33-9 STハイム101		
本町第1		原 功一	船橋市本町1-27-15GRANODE FUNABASHI7F ソニー生命保険㈱内		保険業
本町第2		川本 好博	船橋市本町4-43-2サンヴェール船橋本町705	080-3116-4980	保険業
本町第3	(株)FSサービス足場	関 純一	八千代市勝田台3-13-28	047-419-0694	建設業
本町第3	KTM(株)	橋本 充史	松戸市古ヶ崎1-3065-1	047-382-6033	建設業
本町第3	Wisteria(株)	吉橋 美生	福島県双葉郡葛尾村上野川字東56-1		製造業
本町第3	HR(株)白龍建設	白川 龍馬	印西市竹袋1755-22		建設業
本町第3	(株)HGC情報セキュリティ研究所	橋本光三郎	船橋市本町6-3-16-703	050-7124-0770	
本町第3	(株)今井運送	今井 明弘	千葉市緑区おゆみ野4-1-15	043-292-7373	運送業
宮本第1	(株)ロード・メタル	森 俊之	船橋市宮本4-6-4		建設業
宮本第1	(株)デザインラボ・温故知新	久保 光徳	船橋市宮本7-12-13		文化財の3D解析と教材開発
宮本第2	(株)unlimited	荒木 茂	船橋市東船橋3-22-9COCOSTA II 103	047-411-9971	木材卸売業
湊 町	(株)浪花工業	浜田 修	船橋市湊町2-8-40-3603	047-410-0737	

ふれあい



点描とは？
大切な部分を
簡潔に描写すること

天高く馬肥ゆる秋



船橋市は、日本中央競馬会（JRA）「中山競馬場」と千葉県競馬組合（千葉県、船橋市、習志野市からなる地方競馬）「船橋競馬場」が存在する珍しい都市です。

それぞれの特長はというと・・・

今回は日本中央競馬会の「中山競馬場」。松戸競馬場から紆余曲折の末、1948年船橋市古作に移転しました。



白のスタンドは飛行機のウイングのような躍動感があります。



眩しいほど鮮やかな芝生です。

凄いですよ！！

有馬記念レースともなると10万人ものファンが詰めかけるそうです。競馬開催日のみJR武蔵野線「船橋法典駅」ホームと競馬場直結の地下専用通路のシャッターが開きますので、雨の日でも濡れずにすみませす。



この階段を上り10分後には正門に到着します。



動く歩道も可動していますので疲れません。

通路の壁には歴代の“有馬記念”“皐月賞”それぞれの優勝馬が年度別に飾られています。あの年は！勝った負けたと思い出しながら歩くのも楽しそうですね。





競馬をあまり知らない方でも一度は耳にした事がある“有馬記念”。その有馬記念が行われるのが中山競馬場です。

その人気は東京競馬場で行われる競馬の最高峰レース“日本ダービー”と双璧をなすほどで、毎年名勝負を観戦するために10万人以上の人詰めかけます。

ハイセイコー

正門前広場にあるハイセイコー像です。

生涯獲得賞金 2億1956万6600円
(地方競馬) 6戦6勝
(中央競馬) 16戦7勝

増沢末夫騎手が“さらばハイセイコー”という歌まで出してしまうほど人気馬となり、元祖アイドルホースとして話題になりました。

★参考 有馬記念を2回制した“オグリキャップ”の生涯獲得賞金9億1251万2000円です。



パトロールタワー

競馬場でレースの監視をする『パトロールタワー』。

高さ25m（ビルの7階位）に位置し、強風の日は昇り降りも恐く、揺れで船酔いになるようです。



馬頭観世音

競馬場の外にある馬頭観音群の存在を知る人は、とても少ないです。馬たちはとても大切に育てられたといえます。



競馬学校

日本中央競馬会の騎手および厩務員の候補生を育成する機関、および施設で、千葉県白井市にあります。

キリッとした騎手が出迎えてくれます。



JR武蔵野線
船橋法典駅
の利用が
便利です。



次号は
“船橋競馬場”です。
お楽しみに!!

経営者・人事・総務の皆様 ぜひご検討ください！

FCSの 福利厚生

中小企業にも大企業並みの福利厚生を！



こんなお悩みありませんか



手間やコストをかけずに導入したい
事業主の皆様へ代わりあなたの会社の福利厚生を一手に引き受けます



従業員の満足度を高めたい
充実のサービス内容で多様化するニーズにお応えします。アフターフォローにも丁寧に対応させていただきます。



人事の採用、定着で成果を上げたい
求職の際、重要視される条件の一つが福利厚生制度と言われています。優秀な人材獲得・定着にぜひお役立てください。

会費

注目！

入会金なし

月額

500

税込
円

【経理処理について】
法人加入…損金処理
個人事業主…必要経費として計上。但し事業主分は除く。

選ばれる3つの理由

1

船橋市100%出資で安心

当法人は総合的な福祉事業を実施する専門機関として1992年船橋市が出資、設立しました。

2

FCSだから実現！充実のサービス内容

衣食住遊から生活支援をカバー！会費のみで給付金、助成金、市内レジャー等FCS独自のサービスや、**ベネフィット・ステーション**を始めとするECサイト等のサービスがあります。

3

オンラインでご利用可能

当サービスは全てオンラインで実施。LINE・X等による迅速な情報発信を行っております。時間や場所を問わずご利用いただけます。

よくある質問

Q
A

会費以外に費用はかかりますか？

月々の会費以外にかかるものはありません。

Q
A

家族も利用できますか

ご入会時に家族としてご登録された方もご利用可能です。

Q
A

情報はどのように届きますか

会報誌（年4回）、ホームページ、LINE、X等でお届けします。**随時LINEで会員限定のお得情報を配信しておりますのでぜひご登録ください！**

▼詳細はホームページをご確認ください▼ お問い合わせはHPかメールで

ホームページ <https://www.f-cs.or.jp>

LINE @hag5566v

お問合せ fcs@f-cs.or.jp



名称 公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター（通称：FCS）

住所 千葉県船橋市本町4丁目19番6号

電話番号 047-426-1155